

[事案 27-49] 契約無効請求

・平成 28 年 1 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

契約者である申立人は手続に関与しておらず、契約時の募集人の説明が不十分であったことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 7 月に契約した無配当がん保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 本契約の申込手続は、自分の子供が行っており、自分は関与していない。
- (2) 募集人は、責任開始前にかん罹患歴がある場合には給付金が支払われないことの説明をしておらず、契約後に初めてがんと診断されれば、給付金が支払われると誤解した、
- (3) 募集人は、申立人にかん罹患歴があることを知りながら本契約を勧誘しており、告知の際に、申立人にかん罹患歴があることを告げた自分の子供に対して、「何年も前のことなので問題ない」と回答して申込みをさせた。
- (4) 本契約において、責任開始日前にかん罹患歴がある場合に、払込保険料が戻らない場合があるとの説明は受けておらず、また、自分は、がんに罹患したとは認識していないため、保険料が戻らない場合には該当しない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 申立人は、本契約の加入を承知していた。
- (2) 責任開始前にかん罹患歴がある場合には給付金が支払われないことの説明はしている。
- (3) 募集人は、申立人にかん罹患歴があることは知らされておらず、告知の際にも、申立人にかん罹患歴があることは告げられていない。
- (4) 募集人は、説明資料を交付して説明しており、また、申立人は、がんに罹患したことを認識している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の配偶者および子供ならびに募集人に対して、本契約が申立人に無断で締結されたか、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、既払込保険料の返還は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立人が苦情申出をせずに解約申出をしていれば、解約返戻金が支払われていたと思われるが、苦情申出によって、申立人のがん罹患歴が保険会社に判明し、本契約は約款により無効となり、解約返戻金が支払われなくなったが、いささか酷な面がある。
- (2) 募集人は責任開始前にかんに罹患していた場合の取扱いについて誤解していることが認め

られ、勧誘時にこの点について誤った説明がなされた可能性もある。